

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 ( 262145 )
地域名 (地域内農業集落名)	平尾 ( 平尾5、平尾6、平尾7 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 2 日 ( 第 5 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 狭小不整形な農地が多くほ場整備が必要。併せて水路の整備及び農地の大区画化も必要である。
- ・ 農業者の7割が70歳以上と高齢化が著しく後を継ぐものがない。
- ・ 多くが水稲をしているが採算が合わず、水稲で新規参入すると赤字になる。
- ・ ライスセンターがあれば小さい農家でも経営を継続する事ができる。
- ・ 所得の確保できる農業経営の確立が必要である。
- ・ 新規就農者の確保が必要である。
- ・ 有害鳥獣の被害が特に山間部で多く発生しており、対策が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業保全のため、既存担い手への支援のみならず、集落営農組織の立ち上げや区域外からの新規参入者の受け入れ体制を整備する。また、主に水稲生産中心のため、水稲の他に、高収益作物の産地化を図り、農業者の所得向上へ繋げる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	107 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を担い手、農地利用最適化推進委員や農業委員で協議・調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手不在農地について、中間管理機構への貸し付けにより、既存担い手や新規就農者等の経営意向を踏まえ集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、ほ場整備事業を活用し、農地の大区画化や汎用化等のための基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政やJA等と連携し、地域内外から新たな経営体を確保するため、農地の斡旋、営農・経営指導など定着までの支援を展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①電柵や広域柵の設置により有害鳥獣の農地への進入を防止する。また猟友会の協力の元、罠を設置するなど被害拡大を防ぐ。
- ②スマート農業の導入により、営農者の負担軽減を図り、経営規模の拡大を図る。